

令和4年度 都道府県等事務担当者会議

令和5年2月
初等中等教育局修学支援・教材課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 高等学校等就学支援金等について
2. 高校生等奨学給付金
(奨学のための給付金) について
3. 私立小中学校等における家計急変世帯
への支援について
4. 義務教育段階の就学援助について

(参考) 高等教育の修学支援新制度について

1. 高等学校等就学支援金等について

高等学校等就学支援金等

令和5年度予算額（案） 4,129億円
（前年度予算額） 4,142億円

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,104 億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 25 億円



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

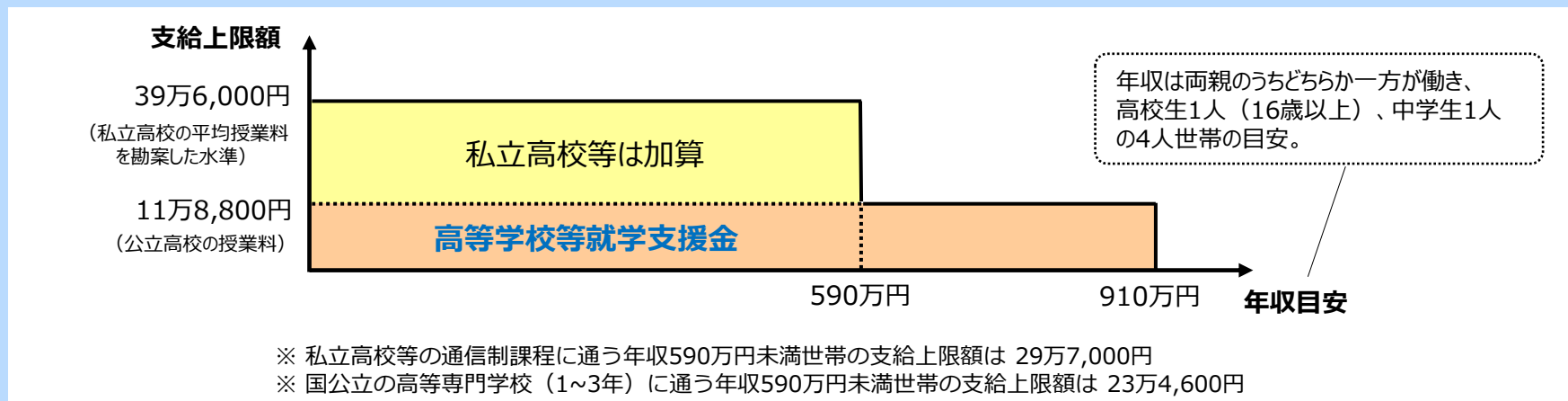


目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度予算案：家計急変世帯への支援の仕組みを創設
※やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合に支援



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

支援割合

国 10/10

高等学校等就学支援金におけるオンライン利用率の引上げに向けた対応（1/2）

背景

「経済財政運営と改革の基本方針2020（R2.7.17閣議決定）」及び「規制改革実施計画（R2.7.17閣議決定）」において、「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」に取り組む方針が示され、規制改革推進会議デジタル・ガバメントWGにおいて、オンライン利用率引き上げ対象手続として、高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等が選定された。

基本計画（概要）

規制改革推進会議デジタル・ガバメントWGにおいて示された「オンライン利用率の大胆な引き上げに関する今後の進め方」を踏まえ、文部科学省において、高等学校等就学支援金に関する「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定・公表（R2.12.4）。

<目標値>

- **受給資格認定申請** **70%**（45.9%（R5.1時点））
- **収入状況届出** **100%***（98.1%（R5.1時点））

* マイナンバーを提出したことにより省略した届出手続の件数を含む。

<取組期間>

令和5年度末まで

これまでの取組と進捗

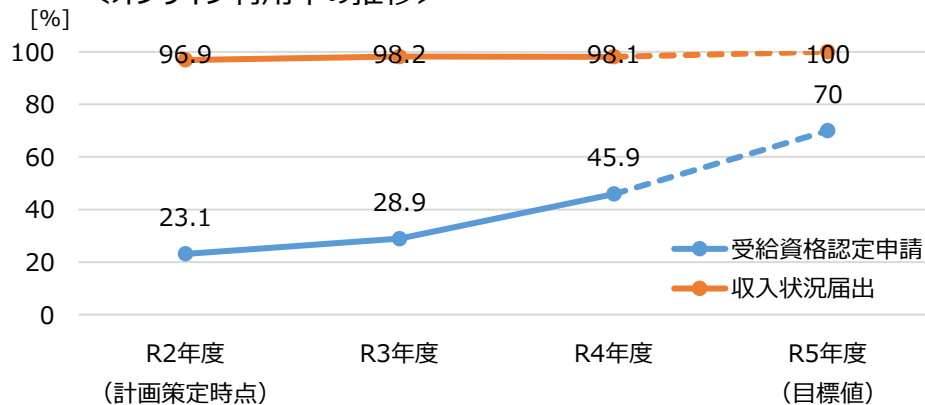
オンライン申請を行う場合でもマイナンバーカードの写し等の書類提出が別途必要であった等の課題を踏まえ、e-Shienのアプリケーション改修を実施（R4.4）。R4年度はオンライン利用率が大きく上昇したが、引き続き改善に取り組む必要がある。

<主な改修内容>

- マイナポータルと連携し、申請者が保護者等の税情報を取得して申請画面に自動転記する機能を追加
- マイナンバーのオンライン入力機能を整備
- 申請者に審査完了等のお知らせを行うメール送信機能を追加

マイナンバーカードの写し等の書面が原則不要に。

<オンライン利用率の推移>



*R4年度は1月時点の数値

高等学校等就学支援金におけるオンライン利用率の引上げに向けた対応（2/2）

課題と今後の対応

オンライン申請やマイナポータル利用の推進に係る現在の課題について、今後e-Shienの機能追加等により対応する予定。

都道府県・学校における取組事例

オンライン申請

- オンライン申請用リーフレットや操作マニュアル等を申請者に配布し、オンライン申請を原則とするよう、申請者に案内した
- 原則オンライン申請を行うように、保護者向け通知を作成し、紙申請を行いたい場合は、学校へ個別に問い合わせる申請書を受け取るようにした

マイナポータル利用

- マイナポータルを利用した提出方法を推奨する旨を、保護者向けのチラシに記載して案内した
- 自己情報を提出した者には、それ以外の者の審査が完了するのを待たずに、速やかに認定手続きを行った

効果

- 申請書や個人番号カードの写し等の**書面の管理**や、**個人番号の入力作業が不要**になり、生徒・保護者や学校担当者の**事務負担や郵送費等が削減**された



- 都道府県における**情報照会業務やそれに伴うエラー対応が不要**になり、認定事務が迅速化された
- 今後利用が増えれば、情報照会業務にかかる作業時間の縮減が見込まれる

課題

- 操作に関する申請者からの問合せが多く、学校担当者や支給権者の業務負担となっている
- 支給決定通知等の内容が申請者の画面に表示されないため、通知は書面で行う必要がある
- マイナポータルとの連携エラーに関する内容など、担当者で回答できない問合せに対応する必要がある

<今後の対応（R5年度中を予定）>

- **生徒・保護者向け問合せ自動応答システム（チャットボット等）**を導入する。自動応答で解決されない場合は**ヘルプデスクに繋ぎ、メールによる対応を行う**仕組みとし、定期的に正答率向上のための改善を行う。
- 各種通知の内容を申請者用の審査結果画面に表示する。また、学校担当者や支給権者において申請者の確認状況を把握可能とする。

なお、R4年度の改修時に生じた初期のシステム不具合については改善済。



都道府県・学校へのお願い

- e-Shienを利用している場合
→ **オンライン申請の導入・推進に向けた積極的な検討をお願いしたい。**
- e-Shienを利用していない場合
→ **独自システムにおけるオンライン申請の導入・推進や、e-Shienの利用に向けた検討を行っていただきたい。**

正確な情報提供について

- 入学時に授業料徴収があると思っていたが、徴収の案内が来て困った、という相談が増えている。
- 進学を希望する方やその保護者が困ることがないように、就学支援金の取扱いや授業料の徴収時期、徴収猶予などに関する正確な情報を事前に提供するように配慮願いたい。
- また、授業料全額を負担することが困難な生徒・保護者に対しては、プライバシーにも配慮しつつ、就学支援金が支給されるまでの間、授業料の徴収を猶予するなど、負担軽減措置を必ずとるよう学校設置者への指導についても願いたい。

【事例紹介】高等学校等就学支援金交付金の受入漏れについて

事例① 就学支援金担当と国庫金担当間での相互連絡ができておらず、国庫金受入処理を失念したもの

【理由・経緯】

国庫金の事務処理において、就学支援金担当者と官庁会計システムを処理を行う国庫金担当者間で調整が十分でなく、国庫金担当者が管理する整理簿の記載や更新がなされていなかった。

その結果、就学支援金担当者は精算分の最終受け入れを4月末で行うという認識であったが、国庫金担当者は全額受入済みであると認識していたため、担当者間で認識が異なり、未処理のまま見落とされていた。



出納整理期間後

国庫金担当者が官庁会計システムで受入状況を確認した際に、示達額と受入額の差に気づき、県への収入が未済であることが発覚。
⇒過年度案件となる。

再発防止策

- 交付決定・額の確定等の事務処理の決裁手続に国庫担当者に加え、年間の動きを随時把握する。(情報の共有)
- 国庫金担当者が行う整理簿の確認に加え、官庁会計システムの執行状況照会を活用することとし、随時、国庫金整理簿データと執行状況照会データで確認を行う。(データの突合)
- これらのデータを共有サーバ内にて管理することにより、就学支援金担当者と国庫金担当者の双方向から確認ができるよう事務処理方法を改善。(連携・確認できる体制の構築)

事例② 就学支援金担当者の支払事務手続の誤認により、国庫金受入処理を失念したもの(過年度支出案件)

【理由・経緯】

過年度支出承認後、就学支援金担当者が支出負担行為決議書の手続のみで受入手続完了と誤認した。また、文科省からの支払計画示達に関する連絡や受入漏れを防止する注意喚起があったが、就学支援金担当者のみの確認に留まり、課内に共有できていなかった。

- ・就学支援金事業の担当者は一人体制であり、他者によるチェック体制が十分ではなかった。
- ・担当者着任時において、個別具体的な事務処理の引継ぎがなく、事務処理マニュアル等も存在していない状況であった。



担当者の誤った認識や確認作業が十分に行われておらず、国庫金の受入ができなかった。

再発防止策

- 事務処理マニュアル、示達状況のチェック表等を作成し、担当者の業務への習熟と後任の業務水準の維持・向上を図る。(マニュアル等の作成)
- 文部科学省や都道府県会計課からの通知等は、課内で共有し、適切に処理・確認を行う。(情報の共有)
- 就学支援金担当者が定期的(3ヶ月に1度)に、「支出負担行為決議書」と「支出決議書」、「示達額」と「四半期ごとの支払額」との確認作業を実施する。(データの突合)
- 担当者と確認者による二重チェックを行う。(確認できる体制の構築)

都道府県費への受入れについては、遺漏なく手続を行っていただくよう、お願いします。

1. 過年度処理の状況

・実績報告書の実績額に誤りがあり、過年度返還等が多数生じている。

・学校や都道府県担当者の制度に対する理解不足や事務処理上の誤りを要因とするものも多く、当省会計課より適切な再発防止策を講じるよう厳しく指摘されている。

2. 過年度手続の位置付けについて

・過年度支出は、**会計年度独立の原則の例外**であり、法律に根拠がある場合又は国が債務を負っている場合にのみ認められる。

・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第3項には、やむを得ない理由により申請ができなかった場合のみ、遡及して申請可能とされている。

3. 変更交付申請の締切後に発生した 所要額の変更について

過年度手続は例外的な措置であるため、年度内に処理を行う。

※3月に発生した転退学等も可能な限り年度内に対応

○執行の流れ

【原則】

- ①文部科学省に対し、変更交付決定に間に合うかを確認。
→対応可能な場合：変更交付申請書の再提出。
→対応不可の場合：②について文部科学省で検討
- ②再度、変更交付決定を行うことが可能か。
→対応可能な場合：変更交付申請書を再度提出の上、個別に変更交付決定を行う。
→対応不可の場合：③について文部科学省で検討

【例外】

- ③文部科学省に対し、実績報告書に基づく額の確定で対応可能かを確認。

→上記全ての対応ができなかった場合においてのみ、例外的に過年度手続を行う。

4. 過年度返還等の主な発生事例

<事例1>

○発生理由

申請書等に記載されている過去の在学期間や履修単位数の誤り、退学時期の把握漏れを理由とするもの

○考えられる再発防止策について

転学の際、転出した学校に対し十分に確認をすれば生じないものであり、申請書等に記載されている過去の在学期間や履修単位数等の誤りがないことを十分に確認する。

<事例2>

○発生理由

事務処理の誤りや制度の理解不足を理由とするものや、担当者一人のみでの確認等、確認体制が十分に構築できていないために生じるもの

○考えられる再発防止策について

制度の理解不足による誤りや事務処理の誤りが生じないよう、適時の状況の把握や適切に処理されているかを確認する。ただし、その際は複数人で確認することが望ましい。

<事例3>

○発生理由

保護者等変更の報告漏れにより、支給額の算定誤りを理由とするもの

○考えられる再発防止策について

保護者等に変更があった際、すぐに学校へ報告するよう保護者へ周知を徹底し、年度を越えて発覚することがないようにする。

5. 止むを得ず過年度処理が発生した場合の報告について

3. の年度内での対応も不可能であり、例外的に過年度処理に係る報告を行う場合、過年度処理の対象となるか否かの判断が必要となるため、**訂正対象の生徒一人一人の訂正額・訂正理由を必ず記載するとともに、訂正内容に応じた再発防止策を具体的に記載すること。**

なお、学校で生じた事務処理誤り等が原因であっても、**都道府県にて事実確認を行い、誤処理の生じた理由・経緯を把握し、要因を十分に分析した上で、都道府県及び学校において真に効果的な再発防止策を取っていただきたい。**

高校生等に対する各都道府県独自の修学支援について



元文科初第1713号
令和2年3月31日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学長
各公私立高等専門学校校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人海技教育機構理事長

文部科学省初等中等教育局長
丸山洋司



(印影印刷)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）

このたび、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第89号。以下「令」という。）」が令和2年3月30日に、また、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年文部科学省令第11号。以下「規則」という。）」が同月31日に公布されました。

改正の概要については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、城内の市町村教育委員会及び所管の関係学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の関係学校及び学校法人等に対して、各国立大学長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長及び独立行政法人海技教育機構理事長におかれては、その管下の関係学校に対して本政令等の改正の内容について周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

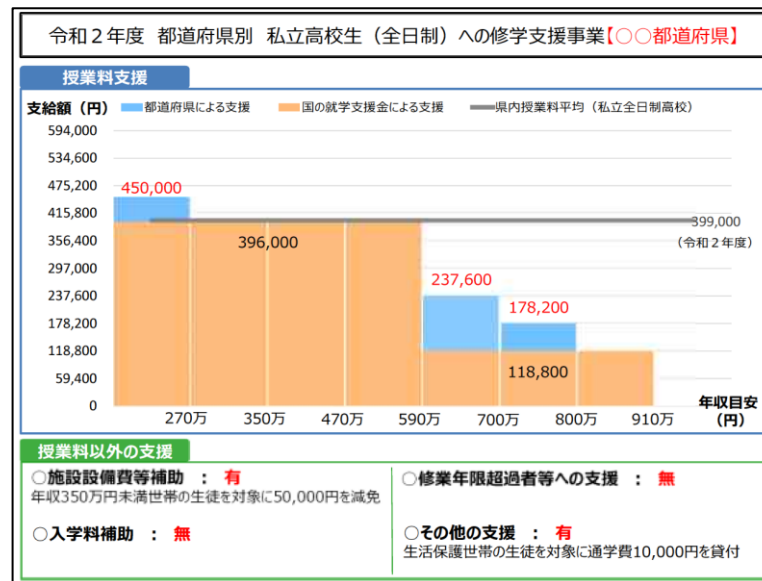
また、下記3.（1）については、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）における令和2年7月以降の事務の円滑な実施のため、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては協力の上、「高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」（令和元年6月18日付文部科学省高等教育局学生・留学生課事務連絡）の際と同様、各都道府県の市区町村担当課に対して、都道府県内市区町村に対する周知を依頼いただくようお願いいたします。この際、指定都市に対する周知についても遺漏のないよう願います。

3. その他

（6）高等学校等の生徒等に係る教育費負担の一層の軽減について

各都道府県においては、地域の実状に応じて、高等学校等の生徒等への経済的支援の充実に引き続き努められたいこと。また、生徒等や保護者に対する各種支援施策の十分な周知を行うとともに、生徒等や家庭の事情を十分把握した上で、各学校等においてきめ細かに対応していただきたいこと。

このことに関し、平成26年度の制度改正以後実施してきている都道府県別私立高校生への授業料支援制度に係る調査について、今後も各都道府県における支援の状況を把握するために引き続き調査を行い、その結果を公表することを予定していること。



文部科学省>教育>小学校、中学校、高等学校>高校生等への修学支援>関係法令・通知・報告書の「都道府県別私立高校生への修学支援事業に関する調査について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/20221216-mxt_kouhou02-1.pdf

行政不服申し立て（審査請求）に係る対応について

様式 7

文 書 番 号
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

学校法人 〇〇学園
理事長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、〇〇県知事より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

〇〇県〇〇課高等学校等就学支援金担当
電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室
電話 03 (5253) 4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇都道府県を被告として(訴訟において〇〇都道府県を代表する者は、公立学校については〇〇都道府県教育委員会、私立学校については〇〇都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

(ポイント)

審査請求を検討している者（主に生徒等の保護者）は処分に係る事実関係を正確に把握した上で、審査請求を行うかどうかを判断することとなるため、処分庁（就学支援金の支給権者）は受給権者等に対して、その処分の内容や理由について、正確に伝達いただく必要があります。

(参考)

審査請求は以下のような場合に行うことができる。

(1) 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（許認可の取消し等）に関し不服がある場合
→処分についての審査請求をすることができる。

※行政の手続きの瑕疵がある場合（計算間違い等）にしか基本的には認容されず、制度そのものに対する不服は認容されない。

(2) 法令に基づく申請から相当の期間を経過しても、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対し何らの処分をもしないこと）がある場合
→不作為についての審査請求をすることができる。

「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A」について

概要

いわゆる「宗教二世」の方々からの相談を含め、宗教に関する相談に対して、児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応することができるよう、厚生労働省において、児童虐待に当たる事例や児童相談所等が対応するにあたっての留意点等を整理したQ & A（以下、「本Q & A」という。）を作成。（令和4年12月27日）

それを踏まえ、文部科学省において、各学校において本Q & Aに基づく適切な対応が行われるよう、都道府県教育委員会等に対して通知を発出。（令和4年12月28日）

本Q&A（抜粋）

問4-2 宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込み（寄附、寄進等の呼称の如何を問わない。）により家庭生活に大きな支障が生じ、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等が提供されていない場合や、児童の小学・中学・高校・大学への登校や進学等の教育機会の提供に支障が生じているような場合については、児童虐待に当たるか。

（答）

宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みの結果家庭生活に支障が生じる場合も含め、児童に対し、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等を提供しない行為はネグレクトに該当する。

同様の行為により、義務教育である小学校・中学校への就学、登校、進学を困難とさせることもネグレクトに該当する。

高等学校への就学・進学に関しても、児童本人が就学・進学を希望しており、合理的な理由なく信仰する宗教等の教義を理由として就学・進学を認めない行為は、児童の自立を損ねその心情を傷つける行為としてネグレクト又は心理的虐待に該当する。

通知より

（高校生等への修学支援について）

本Q & A問4-2（答）では、宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより家庭生活に大きな支障が生じ、教育機会の提供に支障が生じているような場合について、左記下線のとおりとされている。高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給に係る所得判定の際には、親権者が、「生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者」である場合には、その者は保護者には含まれないことを踏まえ、関係機関と連携して適切に対応すること。

2. 高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金) について

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和5年度予算額（案） 148億円
（前年度予算額 151億円）



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

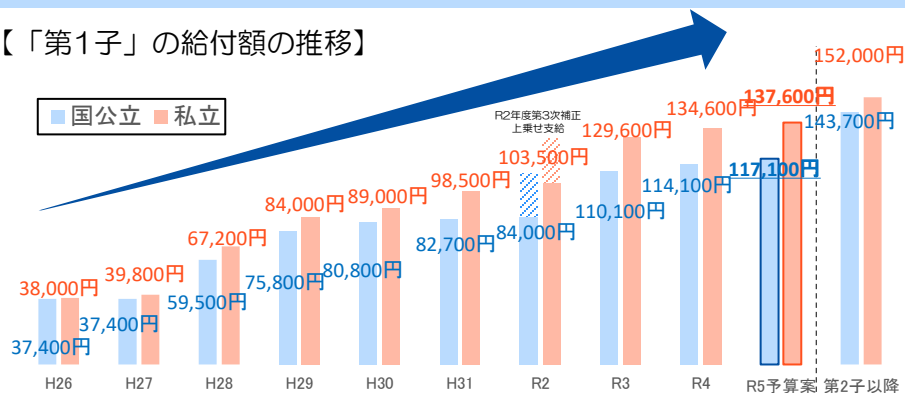
- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
 - ※ 家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）については、急変後の所得の見込により判定
 - ※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など
- ◆ 令和5年度予算案：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

【令和5年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	114,100円 →117,100円（+3,000円）	134,600円 →137,600円（+3,000円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降 [※] ）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象
校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施
主体

都道府県

補助対象
経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業
に要する経費

補助
割合

国 1/3
都道府県 2/3

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）についてのお願い

①制度周知について

- 文部科学省では、制度周知リーフレットの作成・配布やホームページへの掲載、Twitter等のSNSを活用した周知等を行っています。
- 各都道府県におきましても、引き続き、リーフレット等を活用した制度周知をお願いします。

②奨学給付金の学校の代理受領について

- 平成29年度決算検査報告において、会計検査院から指摘を受けたことを踏まえ、すべての都道府県において、代理受領を制度化していただいたところです。
- 国会でも議決されているため、引き続き、保護者等の負担軽減に配慮しつつ、各学校に対しても代理受領の実施を促す等、御協力をお願いします。

③過年度処理について

- 今年度の過年度処理において、主に以下のような事案が見られました。
 - ・生活保護受給世帯に対し、誤って非課税世帯単価を給付したもの
 - ・扶養関係により第1子単価の給付が適当である世帯に対し、誤って第2子単価を給付したもの
- 各都道府県におきましては、適切な事務処理を徹底し、十分注意いただくようお願いします。

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



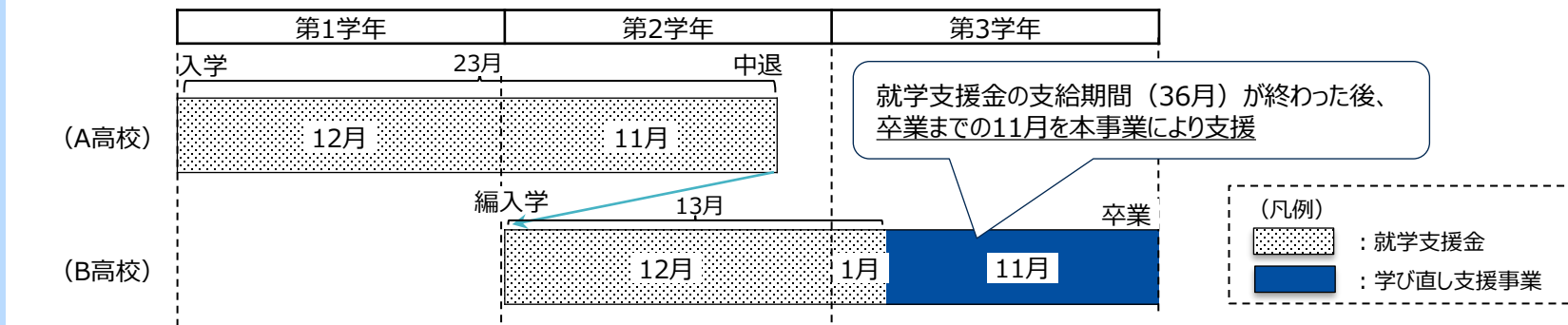
目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。
- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に118,800円を支給。
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等は297,000円を上限として支給。
- ◆ **令和5年度予算案：家計急変世帯への支援の仕組みを創設**
※やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合に支援

<イメージ（例）：A高校を1年と11月中途退学後、B高校の第2学年に編入学した場合>



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）
 高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等・一般課程）等
※高等学校等就学支援金と同じ

実施主体

公・私立高校等：都道府県
 国立高校等：国

補助対象経費

都道府県が行う学び直し支援事業

※国立高校等は国が事業を実施

補助割合

国 10/10

高校等専攻科の生徒への修学支援

令和5年度予算額（案） 4億円
（前年度予算額 4億円）

※ 授業料以外の教育費は高校生等奨学給付金において別途計上



文部科学省

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



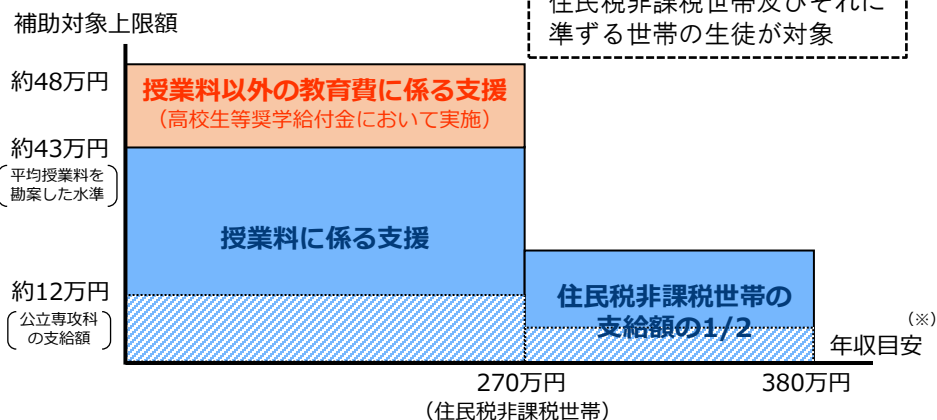
目的・目標

- 都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対して所要額を補助。
- ◆ **令和5年度予算案：授業料の支援について、家計急変世帯への支援の仕組みを創設**
※ やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合に支援

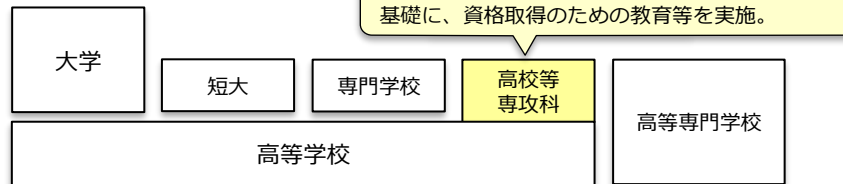
<支援スキーム>



<1人当たり補助対象上限額>

	～270万円(住民税非課税世帯)		270～380万円	
	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800円	427,200円	59,400円	213,600円
授業料以外	50,500円	52,100円	—	—

<各教育機関の位置づけ>



対象校種

高等学校及び特別支援学校の専攻科
※ 大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程(特別支援学校は、就労支援に資する教育課程を含む)を対象とする。

実施主体

都道府県

補助対象経費

高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費

補助割合

授業料：国 1/2、都道府県 1/2
授業料以外の教育費：国 1/3、都道府県 2/3

3. 私立小中学校等における家計急変世帯 への支援について

背景説明

私立学校入学後、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒が安心して学びを継続できるよう、経済的支援を行う必要がある。

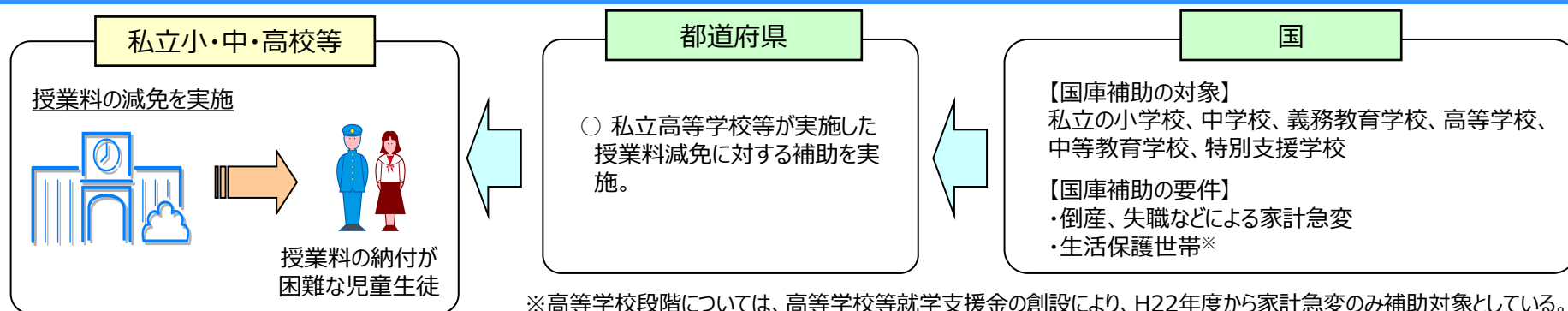


目的・目標

私立高等学校等が授業料等の納付が困難となった児童生徒に対して、授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助することにより、児童生徒の学びの継続を支援。

事業内容

事業スキーム



令和5年度

◆私立小中学校等における家計急変世帯への支援

- 家計急変が発生した年度の授業料減免に加え、その後も低所得の場合は卒業まで※支援を継続。
※小学校段階の最長6年間又は中学校段階の最長3年間
- 対象者：家計急変後の年収が400万円未満相当 + 資産保有額700万円未満
※家計急変年度は都道府県の定める要件を満たす世帯
- 支援額：年額33.6万円（上限） ※家計急変年度は都道府県の定める額
なお、上記支援額の費用負担は国1/2、都道府県1/2（学校負担なし）

➔入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援

◆授業料減免事業

- 主な対象者（左記の支援を除く）：
 - ①生活保護世帯の児童生徒（高等学校段階の生徒は除く）
 - ②東日本大震災を起因する事情により授業料の納付が困難となった義務教育段階の児童生徒（令和2年度までに当該学校に入学した児童生徒に限る）
 - 支援額：
学校法人に交付された都道府県補助金の1/2以内
- ※高校生等の家計急変世帯への支援については、令和5年度より、「高等学校等就学支援金」において支援できるよう制度改正予定。

4. 義務教育段階の就学援助について

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ① **要保護者**……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【令和3年度 約9万人】
- ② **準要保護者**……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【令和3年度 約121万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ① **補助の概要**：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ② **補助対象費目**：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／医療費／学校給食費
- ③ **国庫補助率**：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④ **令和5年度予算額（案） 545百万円（前年度予算額557百万円）**
 - ・「**新入学児童生徒学用品費等**」の**単価引き上げ**
中学校：60,000円 → 63,000円（+3,000円）



4 準要保護者に係る支援

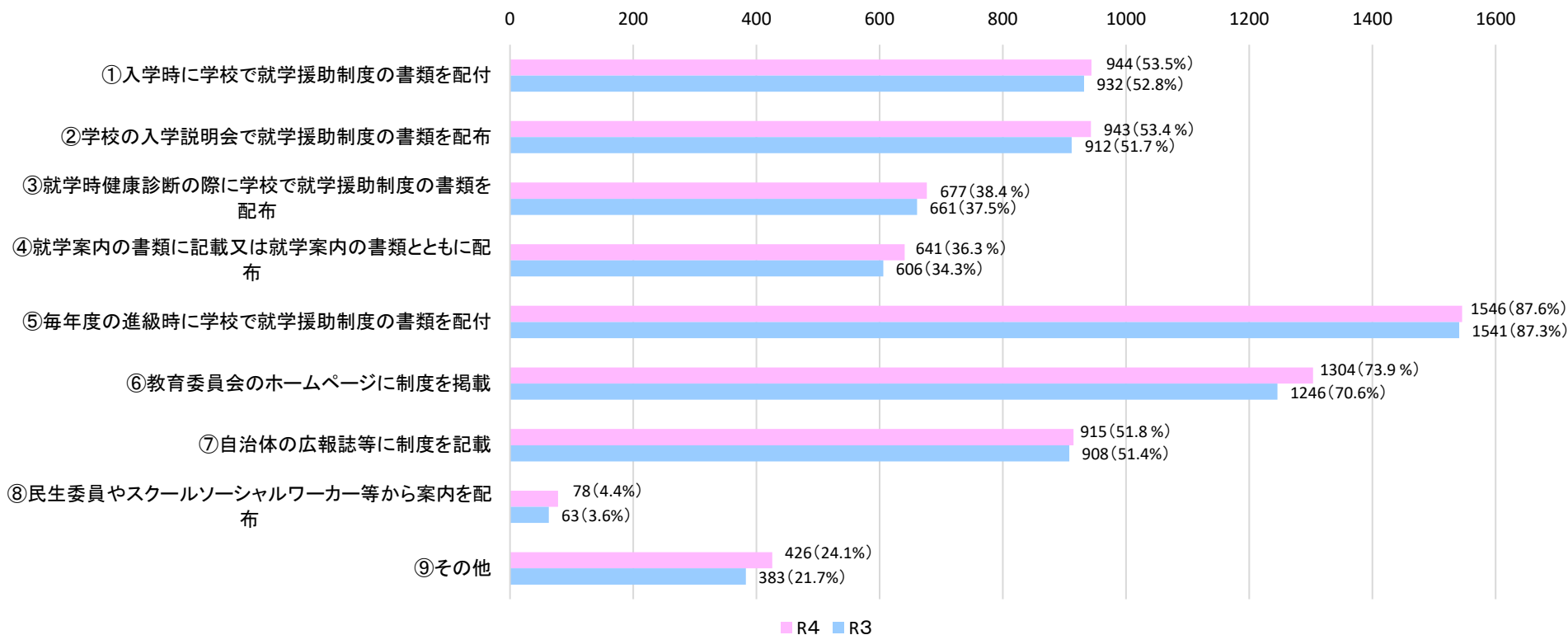
準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

子供の貧困に関する指標

入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合

1,452 / 1,765市町村 82.3% (対前年度+1.2ポイント)

○ 就学援助制度の周知について、いずれの調査項目においても増加している。



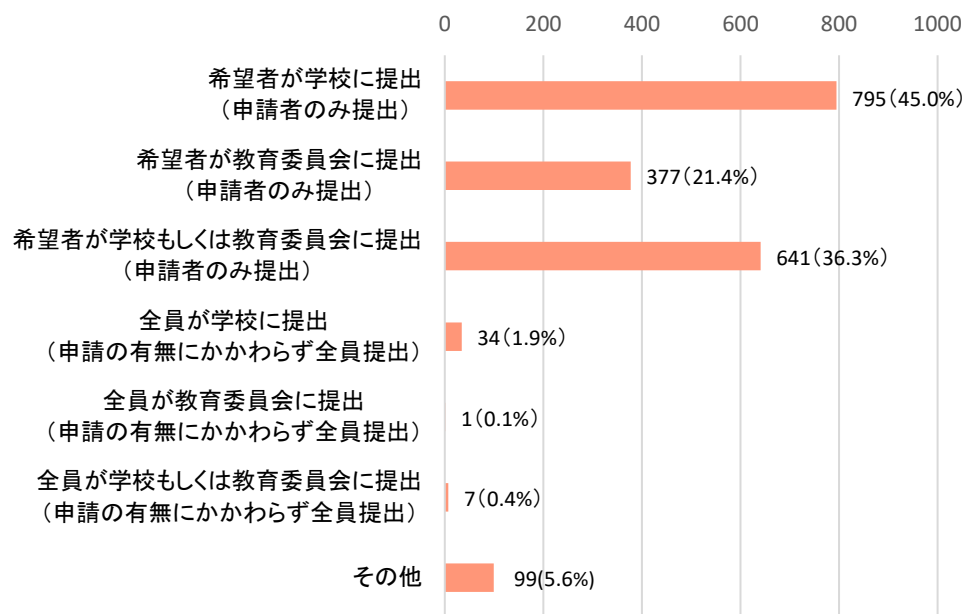
※ 複数回答可。

※ 「入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合」は⑤かつ①、②、③、④のいずれか1つ以上を回答した市町村の割合としている。

※ 「その他」としては、教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を郵送している場合や、域内の幼稚園や保育所で案内を掲示している場合、自治体のSNSを利用している場合などがある。

申請書の提出方法

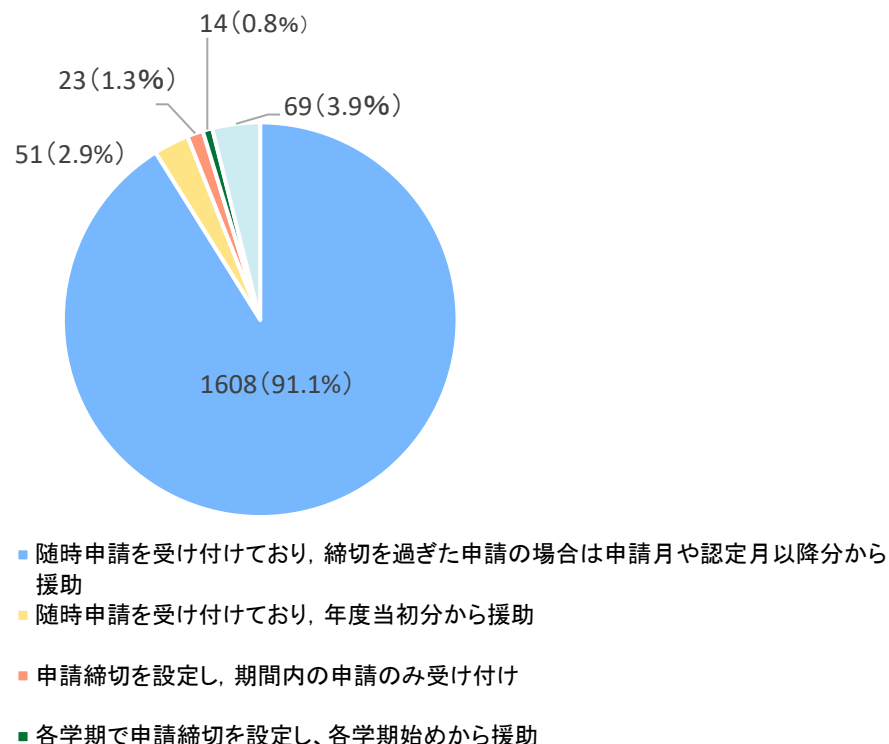
- 「希望者が学校に提出（申請者のみ提出）」と回答した割合が45.0%（795市町村）と最も高い。
- 申請の有無に関わらず、全員に申請書の提出を求めて申請希望の有無について確認している自治体もある。



- ※ 回答市町村数 1,765市町村。
- ※ 複数回答可。
- ※ 「その他」としては、「新入学児童学用品費等の対象者のうち小学校の入学前支給を希望する者のみ教育委員会に提出」などがある。

申請期間

- 就学援助制度の申請期間について、「随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助」と回答した割合が91.1%（1,608市町村）と最も高い。



- ※ 回答市町村数 1,765市町村。
- ※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない
- ※ 「その他」としては、自治体の施策で無償化を実施しており、申請を要しない場合など。

令和4年度就学援助実施状況調査 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況

小学校

中学校

子供の貧困に関する指標

● 「令和4年度入学者に実施済み」と回答
1,498 / 1,765市町村 84.9%
 (対前年度 +1.2ポイント)

● 「令和4年度入学者に実施済み」と回答
1,521 / 1,765市町村 86.2%
 (対前年度 +1.1ポイント)

● 「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答
 94 / 1,765市町村 5.3 %

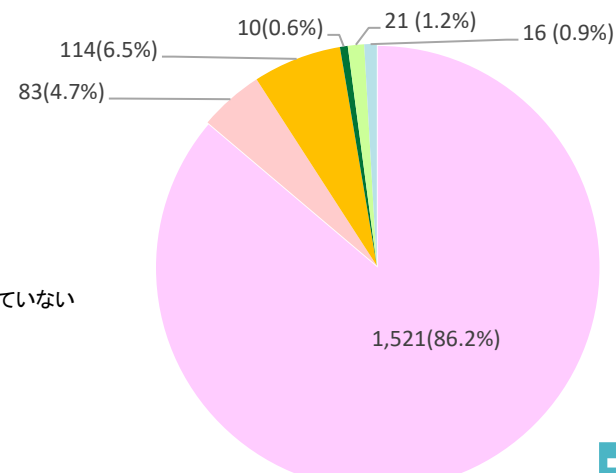
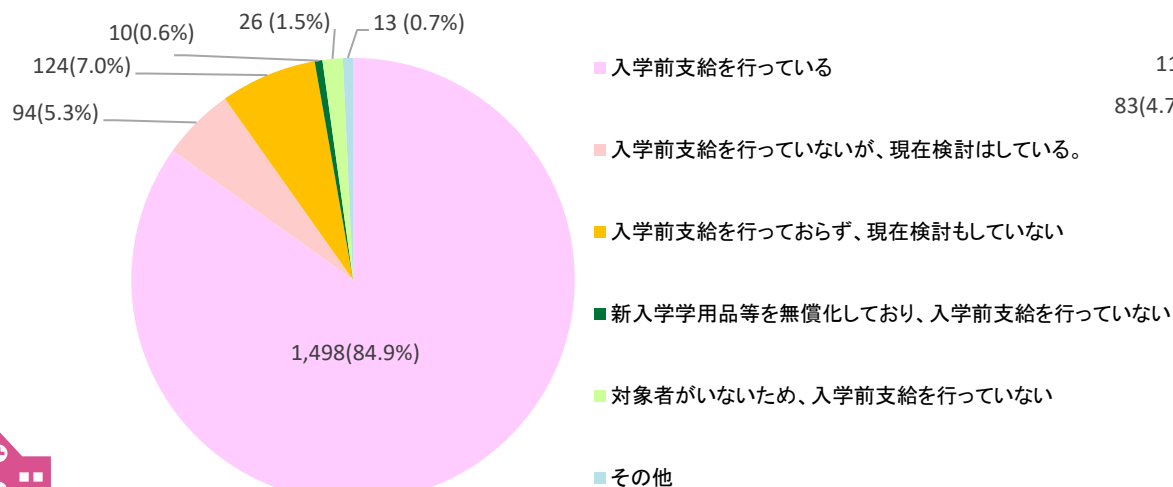
● 「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答
 83 / 1,765市町村 4.7 %

内訳

- 令和5年度新入学者から実施予定：20市町村
- 令和6年度新入学者以降の実施予定：9市町村
- 未定：65市町村

内訳

- 令和5年度新入学者から実施予定：15市町村
- 令和6年度新入学者以降から実施予定：9市町村
- 未定：59市町村



※ 回答市町村数 1,765市町村。
 ※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない
 ※ 「その他」としては、域内に学校を設置していない場合などがある。

就学援助実施における留意事項

○外国人の児童生徒について

- ・公立小中学校に在籍する外国人の児童生徒に係る就学援助については、日本人子女の場合に準じて同様の取扱いをすること。
- ・我が国に在留する外国人及び我が国の義務教育対象年齢の外国人子女が近年増加傾向にあることに鑑み、就学援助制度の周知については、新入学相当年齢の外国人子女及び学齢相当の外国人子女の保護者が入学を決定する前の適時に行うことにも配慮すること。
- ・就学援助制度を説明する資料の作成に当たっては、外国人の居住状況等をも踏まえつつ、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の多い国籍（出身地）の者が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること。
- ・外国からの転入学者についても、就学援助制度の周知は、児童生徒及び保護者が入学を決定する前の適時に行うなど、援助の実施漏れがないようにすること。

○国立・私立学校及び区域外就学の取扱いについて

- ・学用品費等については、国立学校及び私立学校も含め、居住している市町村の区域外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在籍する者についても、居住している市町村において就学援助の対象とすること。

○保護者の経済的負担の軽減について

- ・教育委員会及び校長は、ランドセルや通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者の経済的負担が過重なものとならないよう留意すること。

※令和4年度「地方自治体業務プロセス・情報システム標準仕様書作成事業」から名称変更

関係する閣議決定など

■「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）

地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

■「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）

デジタル3原則に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に進める。～～デジタル庁は、地方公共団体職員とデジタル庁民間人材等とで構成するワークショップを開催し、標準仕様書をベースとしたデジタル3原則に基づく業務改革（BPR）の提案を具体的に行うこととし、当該提案を踏まえて、制度所管府省庁においては、標準仕様書について、デジタル庁・総務省においては、データ要件・連携要件についてそれぞれ必要対応を検討する。

④ 教育 就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書（第1.0版）を改定する。

■地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第九条 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

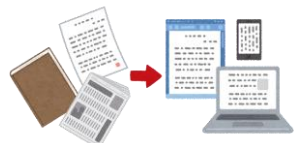
就学事務の概要

学齢簿編製

学齢簿は、学校教育法第16条、第17条に基づき、学齢児童生徒（満6歳～15歳）の就学義務の履行状況を把握し、義務教育の完全実施を確保するための基本的な帳簿である。市町村教育委員会は住民基本台帳に基づき、その作成・管理や就学校の指定などの事務（就学事務）を行っている。

就学援助

学校教育法第19条に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行う制度。



事業概要

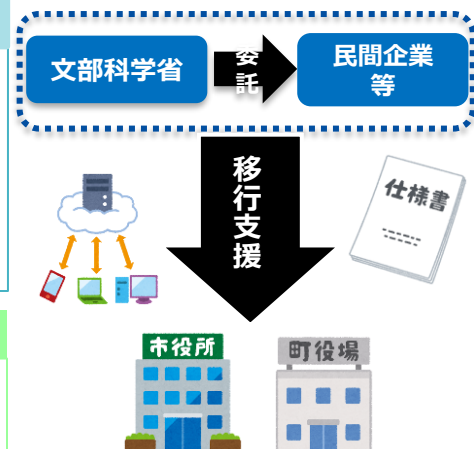
令和3年度に就学に係る学齢簿編製、就学援助認定のシステム標準仕様書【1.0版】を作成し、令和4年度はデジタル庁が業務横断的に策定する「データ要件・連携要件」や標準仕様書間の横並び調整方針等を踏まえ、標準仕様書の改定を行った。【2.0版】

各自治体が令和7年度までに標準準拠システムへ円滑な移行が行えるよう、国は標準化法第9条等に基づき、自治体からの技術的な相談等に対し、遺漏なく対応する必要がある。また、令和5年度以降、自治体からBPR（業務改革）の観点で標準仕様書の改善提案がなされた場合には、制度所管府省として、標準仕様書に反映すべきか検討する必要がある。

自治体の標準準拠システム移行支援

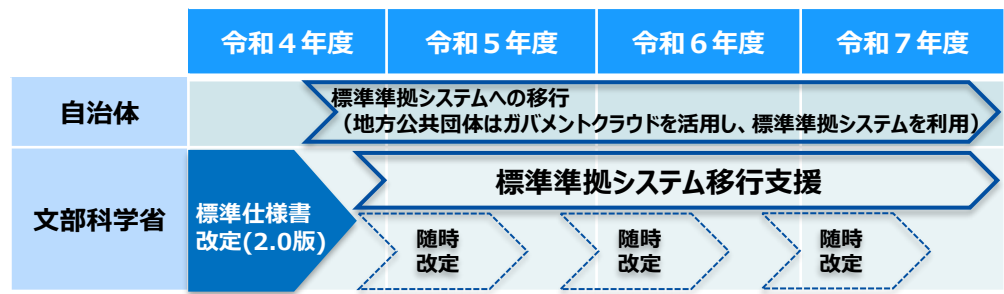
- 標準準拠システム導入（移行）にかかる技術的な助言
- ベンダが開発したシステムと標準仕様書との適合確認
- 標準仕様書等に関する問い合わせ対応
- 先行導入した自治体の情報提供
- 自治体からの技術的な相談等を踏まえた調査研究

など



標準仕様書の随時改定

- 他の基幹業務含め、制度改正があった場合やBPR対応等による標準仕様書の改定対応



委託先

民間企業等

箇所数・期間

1機関、1年

委託対象経費

標準準拠システム移行支援に必要な経費（謝金、人件費、消耗品費等）

背景説明

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。



目的・目標

- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。

就学援助事業【小・中学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
- (対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- (対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

奨学金事業【高等学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった生徒
- (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- (対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
 - ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
 - ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- (対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等



被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和5年度予算額(案) 804百万円
(前年度予算額 939百万円)

【東日本大震災復興特別会計】



文部科学省

背景説明

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○被災により就学困難となった児童生徒等に対して都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）

- (1) **地震・津波被災地域** … 就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- (2) **原子力災害被災地域** … 就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

<地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業

(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



<原子力災害被災地域のみ>

奨学金事業【高等学校】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
(返還免除) 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
(原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

(参考) 高等教育の修学支援新制度について

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート!



対象になる学校は?

一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの?

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件
を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（※）



進学先で学ぶ意欲が
ある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

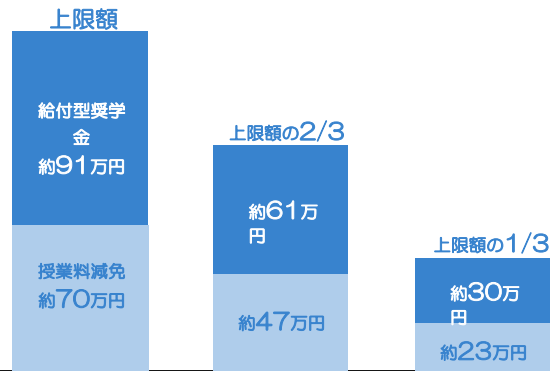
- ※ 生活保護世帯や社会的養護を必要とする者（児童養護施設や里親のもとで養育されていた者等）も対象
・生活保護世帯の出身者は、父母が生活扶助を受けていれば非課税世帯として支援対象
・社会的養護を必要とする者は、本人の所得のみで判定し低所得であれば支援対象

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの?

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例

4人家族〈本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生〉で、
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



進学資金
シミュレーター



自分が支援
の対象になる
か調べて
みよう。

年収目安

～270万円
住民税非課税世帯
〈第Ⅰ区分〉

～300万円
〈第Ⅱ区分〉

～380万円
〈第Ⅲ区分〉

注) 年収目安はあくまでも一例です。兄弟の数や年齢等の世帯構成などで異なります

給付型奨学金の支給額は?

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額）

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区分	自宅通学		自宅外通学	
	国公立	私立	国公立	私立
大学・短期大学・専門学校	約35万円	約46万円	約80万円	約91万円
高等専門学校	約21万円	約32万円	約41万円	約52万円



授業料・入学金のサポートは?

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



周知・広報の課題

- 2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等免除制度がスタート
- 住民税非課税世帯の高等教育進学率は4割から5割程度へ上昇(全世帯平均は約8割)
- 中学2年生および保護者に対する調査(令和3年内閣府)
 - ・世帯収入が低いグループほど、中学2年段階で、保護者が大学進学を希望しない割合が高い
 - ・その理由として「家庭の経済的な状況から考えて」とする割合が高い
 - ・生徒本人も保護者と同じ回答傾向



周知・広報について依頼 (太字・下線新規事項)

- ・ 全国の教育委員会に、中学・高校段階からの周知を依頼(毎年、通知や説明会にて依頼。今年度は令和4年6月15日付で事務連絡を発出済み。)
- ・ 就学援助や高校生等奨学給付金など、教育委員会が実施する他の経済的支援策の周知と併せて、本制度を保護者や生徒に周知いただきたい。

中学・高校段階の各種経済的支援策と対象となる年収イメージ

- ◎ 就学援助や高校生等奨学給付金、高等学校等就学支援金、都道府県等の貸与奨学金事業など、教育委員会が実施する教育費負担軽減の施策は、国の「高等教育の修学支援新制度」と対象者が重なることが多い。
- ◎ 各教育委員会におかれては、それぞれの施策の実施にあたり、対象となる保護者・生徒に、国の「高等教育の修学支援新制度」についても併せて周知いただきたい。（都道府県におかれては就学援助を実施する市町村に伝達いただきたい）

